

ミルテルのヒト血中 NAD⁺ 測定サービス

『NAD⁺テスト』リリース記念セール

キャンペーン期間：
2023年10月18日(水)～12月13日(水)

NAD⁺テスト検査キット2件お申込みにつき、
ナダルトス® 36・72粒 いずれか1個半額セール
※個数に限りがございますため、予定数量に達し次第、終了させていただきます。

正規販売代理店様専用商品として
2種類の限定ナダルトス®をご用意

通常品と比べ、毎日の体調に合わせて
ご自身で用量を調整できるよう多めの用量にしています。

ナダルトス® シリーズ
NADaltus® Series

NMN 125 mg / 粒

酵母由来
純度 99% 以上

通常商品より
**20%
増量**



72 Capsules NMN 9,000 mg

より多く NMN を取りたい方へ

1日 2粒目安

メーカー希望
小売価格 **¥118,800** (税込)
(税抜¥110,000)

卸売価
50%OFF **¥59,400** (税込)
(税抜¥55,000)

通常商品より
**20%
増量**



36 Capsules NMN 4,500 mg

NMN を日常化したい方へ

1日 1粒目安

メーカー希望
小売価格 **¥62,640** (税込)
(税抜¥58,000)

卸売価
50%OFF **¥31,320** (税込)
(税抜¥29,000)

● 帝人からの技術移管を受けた確かな技術

株式会社ミルテルのNAD⁺テストは、帝人株式会社から報告された、ヒト全血中のNAD⁺測定に関する論文(Anal. Bioanal. Chem., 2023)の技術に基づいており、2023年に帝人株式会社から正式に技術移管をしております。

*検体量について

測定に必要な血液サンプルは、1スポットあたり5μl、1検体当たり4スポットですが運用上、5mlの採血管にて採血頂いた検体からピペットにてスポットして頂きます。

● 本測定法の特徴

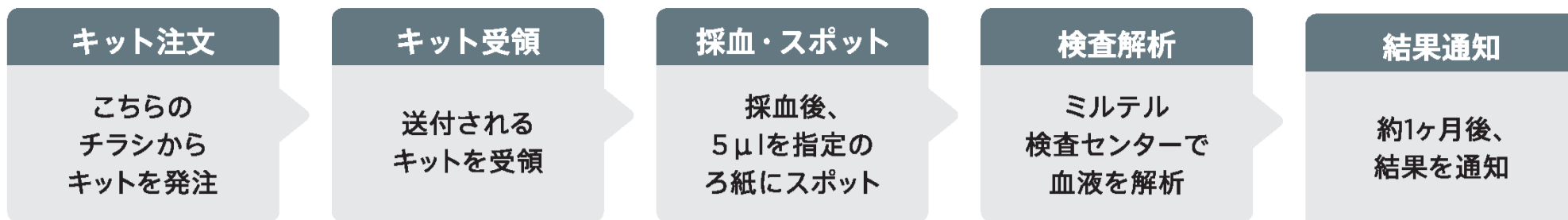
従来、ヒト全血もしくは赤血球中のNAD⁺およびその前駆体は非常に不安定であり、すぐに分解されてしまうため、検体採取後直ちに測定が必要であったり、特殊な処理を施す必要があり、非常に難易度が高く、相応の設備が必要でした。そこで、NAD⁺テストではDBS(Dried blood spot)法が採用されています。DBS法は、特殊なろ紙に規定量の血液検体をスポットして乾燥させることで安定した測定を実現する、これまでの方法に比べて非常に簡便な方法です。

DBS法には

- (1) 血漿分離が不要
- (2) ごく少量の血液で測定が可能*
- (3) 安定した検体輸送が可能

という多くのメリットがあります。

NAD⁺テスト検査の流れ



Q. NAD⁺を血液で測定するのはなぜですか？

A. NAD⁺ はすべての細胞に含まれており、その多くはミトコンドリアに存在することが知られています。その一方で、血液中に存在する NAD⁺ のほとんどは赤血球に存在しています。細胞での測定方法はすでに確立されており、様々な研究に活用されていますが、血液での測定方法はこれまで確立されていませんでした。近年ではサプリメントや点滴によるNMNの補充療法が一般化しており、その効果を知る上では、全身の臓器をめぐる血液中での動態を知ることが重要となります。ミルテルの NAD⁺ テストは血液中の NAD⁺ 濃度を知るための新たなツールであり、まずは皆様が実施している NMN の補充療法の効果測定などにご活用頂けると考えています。

Q. NAD⁺テストを受ける際の食事制限はありますか？

A. 食事にはごく微量の NAD⁺ や NMN しか含まれていないため、本検査への食事の影響は少ないと考えられますが、身体の状態を正確に知るために、通常の健康診断と同じように検査当日は食事抜きで検査を実施することをお勧めしています。

ミルテル検査試験運用 申込書兼同意書

株式会社ミルテル 代表取締役社長 殿
株式会社ミルテルが別紙に定める試験運用の実施要項および免責事項について理解し、同意した上でミルテル検査の試験運用を申し込み致します。

【ミルテル検査 試験運用にかかる実施要項および免責事項】に同意します。

注文商品 下記の□に✓を入れ、注文個数を記入してください。

NAD⁺検査キット一式 2セット【委託料:20,000円(税抜き)/1検体*】 個

ナダルタス® 36粒 個

【販売価格:29,000円(税抜き)/1個】

ナダルタス® 72粒 個

【販売価格:55,000円(税抜き)/1個】

氏名	ふりがな	
医療機関名		
住所	〒	
電話番号	() -	メールアドレス
FAX番号		申込日

【注文方法】 FAX:03-6822-9571

メール:order_h@mirtel.co.jp

※ NAD⁺テストの委託料は、検体ご提出後のご請求となります。(委託料には検査キット料金も含む)

※ NAD⁺テスト検査キットと NADaltusは別便での発送になります。

株式会社ミルテル
電話: ☎0120-767-376

<本社> 〒734-0001 広島市南区出汐1丁目2番10号
<東京オフィス> 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番7号 TERRACE SITE 四谷 5F

【ミルテル検査 試験運用にかかる実施要項

および免責事項】

- 1 【ミルテル検査 試験運用にかかる実施要項および免責事項】は、ミルテル検査試験運用 申込書 兼 同意書(以下、「本申込書」という。)にて定められた内容、検体数に対してのみ適用するミルテル検査の試験運用(以下「本試験運用」という。)の実施要項及び免責事項について定める。
- 2 委託料は、本申込書にて定めるものとする。なお、本試験運用に基づく双方の取引について、消費税及び地方消費税額については、申込者が委託料とは別個に負担し、委託料と共にミルテルに支払うものとする。
- 3 申込者は、本申込書をミルテルが受領して1年を限度として、本試験運用を依頼することができる。
- 4 ミルテルは、本試験運用に基づき、甲に納入した結果報告について、納入日を基準として毎月末日で締め、翌月第5営業日までに、委託料を請求するものとし、申込者は請求書受領月の末日までにミルテルが指定の銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は申込者の負担とする。ただし、委託料が0円の場合は、これに限らない。
- 5 申込者が本申込書に定める委託料の支払いを遅滞した場合、申込者はミルテルに対し、支払期日の翌日から、完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- 6 検査の依頼方法はミルテルが提示する方法に従う。ミルテルは、結果報告を検体受取り後21営業日以内に紙面またはデータにて納入するものとする。
- 7 検査実施に際して必要な場合には、検査内容及び検査結果の限界、検査の手法に伴うリスク、個人情報の取り扱い等を説明し、被検査者の同意を得るものとする。
- 8 本試験運用により発行される結果報告は、原則として、当該検査の正式導入を検討する判断材料として使用するものとし、結果報告に基づき甲が被検査者に対して行う診断、アドバイスその他の指導等の内容の正確性その他の有効性について、ミルテルは何ら保証しないものとする。本試験運用の結果報告の使用及び管理は、申込者の責任において行うものとする。
- 9 ミルテルは、本試験運用の遂行により申込者から委託された個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(2003年法律第57号及びその後の改正)及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(2021年3月23日文科・厚労・経産告示第一号及びその後の改正)を遵守するものとする。
- 10 本試験運用の遂行にあたり必要な資材はミルテルから提供する。なお、本試験運用終了時に残った余剰資材については、申込者はミルテルの指示に従う。
- 11 申込者は本試験運用の遂行によって知り得たミルテルの技術、営業等の一切の情報を秘密として保持し、ミルテルの事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

12(1) 申込者及びミルテルは、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ⑥ 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ⑦ 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
- ⑧ その他前各号に準ずる者

(2) 申込者及びミルテルは、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 申込者及びミルテルは、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部または一部を停止することができるものとする。なお、申込者及びミルテルは、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、取引の停止に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではない。

(4) 申込者及びミルテルは、自己(自己の役員等を含む。)が12(1)または12(2)の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとする。

13 ミルテルは、申込者に対して損害賠償責任を負担する場合、通常損害および特別損害を含め、委託料を限度として金銭による賠償を負うものとする。

14 本試験運用実施要項に疑義が生じたときは、双方協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。